男鹿市告示第91号

令和5年度男鹿市低所得世带支援物価高騰対策特別給付金支給事務 実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年8月9日

原広二 男鹿市長 菅

令和 5 年度 男 鹿 市 低 所 得 世 带 支 援 物 価 高 騰 対 策 特 別 給 付 金 支 給 事務実施要綱の一部を改正する告示

令和5年度男鹿市低所得世带支援物価高騰対策特別給付金支給事 務実施要綱(令和5年男鹿市告示第56号)の一部を次のように改正 する。

改正後

(定義)

- 第 2 条 低所得世带支援物価高騰席2条 対策特別給付金(以下「物価高騰 対策特別給付金」という。)及び 男鹿市くらし支援給付金(以下 「くらし支援給付金」という。) は、前条の目的を達するために、 男鹿市(以下「市」という。)に よって贈与される給付金をいう。 (支給対象者)
- の支給対象者は、令和5年6月1 日(以下「基準日」という。)に おいて、市の住民基本台帳に記録 されている者(基準日以前に、住 民基本台帳法 (昭和 42 年法律第 81 号) 第 8 条 の 規 定 に よ り 住 民 票 を消除されていた者で、基準日に

改正前

(定義)

低所得世带支援物価高騰 対策特別給付金(以下「物価高騰 対策特別給付金」という。)は、 前条の目的を達するために、男鹿 市(以下「市」という。)によっ て贈与される給付金をいう。

(支給対象者)

第 3 条 物 価 高 騰 対 策 特 別 給 付 金 第 3 条 物 価 高 騰 対 策 特 別 給 付 金 の支給対象者は、令和5年6月1 日(以下「基準日」という。) に おいて、市の住民基本台帳に記録 されている者(基準日以前に、住 民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号) 第 8 条 の 規 定 に よ り 住 民 票 を消除されていた者で、基準日に

改正前

おいて、日本国内で生活してたたさいたされの市町村(特別区本台帳基本の住民基本の住民基本の住民をおいておいておいる。)の住民を改善を書いておいる。)である世帯の世帯主とする。(1)(略)

- (2) 基準日の翌日以後に転入した者のうち、基準日以外の前号の要件を満たす者で、前住所地での低所得世帯支援枠を活用した給付金の対象とならない世帯で、市長が認める世帯
- 2 (略)
- 3 第1項の規定にかかわらず、基準日以前に転入又は基準日の翌日以後に転出した者のうち、転入前又は転入後の住所地での低所得世帯支援枠を活用した給付金の対象となるときは、転入前又は転入後の住所地での支給状況を確認した上で、支給要件を満たすものとする。
- 第3条の2 くらし支援給付金の 支給対象者は、基準日において、 市の住民基本台帳に記録されて いる者であって、次の各号のいず れかに該当する世帯の世帯主と する。
 - 令和5年度住民税均等割の み課税世帯 同一の世帯に属 する者全員が、地方税法の規定 による令和5年度分の市町村 民税均等割のみが課税されて いる者で構成される世帯又は 令和5年度の市町村民税均等 割のみが課税されている者と 均等割が課されていない者で 構成される世帯で前条の物価 高騰対策特別給付金の支給対 象とならない世帯。ただし、市 町村の条例で定めるところに より当該市町村民税所得割を 免除された者を含むものとす る<u>。</u>

おいて、日本国内で生活してたきで生活している。 いずれの市町村(特別本本)の住民基本の住民基本の住民基本の住民を対しておいる。)であると、おいる。)である世帯の世帯主となった。 (1) (1)

(略)

- **(2**) 令和5年1月以降の家計急 前条及び前号に該当 する世帯以外の世帯のうち、予 期せず令和5年1月から令和 5 年 12 月 ま で の 家 計 が 急 変 し 同一の世帯に属する者全員が 令和5年度分の市町村民税が 非課税である世帯と同様の事 情にあると認められる世帯(同 - の 世 帯 に 属 す る 者 の う ち 令 和 5 年 度 分 の 市 町 村 民 税 均 等 割が課されている者全員のそ れ ぞ れ の 1 年 間 の 収 入 見 込 額 (令和5年1月から令和5年 12 月までの任意の1か月の収 入に 12 を乗じて得た額をい う。)又は1年間の所得見込額 (当該収入見込額から1年間 の経費等の見込額を控除して 得た額をいう。)が、市町村民 税均等割が非課税となる水準 に相当する額以下である世帯 <u>をいう。以下「家計</u>急変世帯」 という。)ただし、次のいずれ かに該当する世帯は除くもの とする。
 - ア 前号に該当する世帯として支給を受けた世帯に属していた者を含む世帯(当該者が前号に該当しない世帯に編入された場合の当該世帯を除く。)
 - イ 基準日において同一世帯 に同居していた親族につけて、基準日の翌日以降の住民 要の異動により、同一住所の 分離の届出があったものは時の 付きとみなし、同一は形では民登録されている に住民登録されている を受けた 場合において、当該支給を受けた世帯以外の世帯

(支給額)

(支給額)

第 4 条 <u>第 3 条</u>の規定により支給 第 4 条 <u>前 条</u>の規定により支給対 対象者に対して支給する物価高 象者に対して支給する物価高騰

改正後 改正前 騰対策特別給付金の金額は、1世 対策特別給付金の金額は、1世帯 帯当たり3万円とする。 当たり3万円とする。 第3条の2第1号の規定によ り支給対象者に対して支給する くらし支援給付金の金額は1世 帯当たり2万円とし、同条第2号 の規定による金額は1世帯当た り3万円とする。 (他の事業との合同実施) (他の事業との合同実施) 第 15 条 第 15 条 (略) (略) 2 第5条から第14条の規定は、く らし支援給付金について準用す る。この場合において、第9条第 2項中「令和5年10月31日」とあ るのは「令和5年11月30日」と読 み替えるものとする。 改正箇所は、下線が引かれた部分である。 備考

附 則

この告示は令和5年8月9日から施行する。